

健康保険証はマイナ保険証へ移行しました!

短期給付係
(082)513-4957

令和6年12月2日以降、健康保険証（組合員証）の発行が終了し、マイナ保険証を基本とした制度に移行しました。なお、令和6年12月1日以前に交付された組合員証や被扶養者証は最長で令和7年12月1日まで（有効期限の記載がある場合はその日まで）使用可能です。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには

登録にあたっては、以下の手順が必要となります。

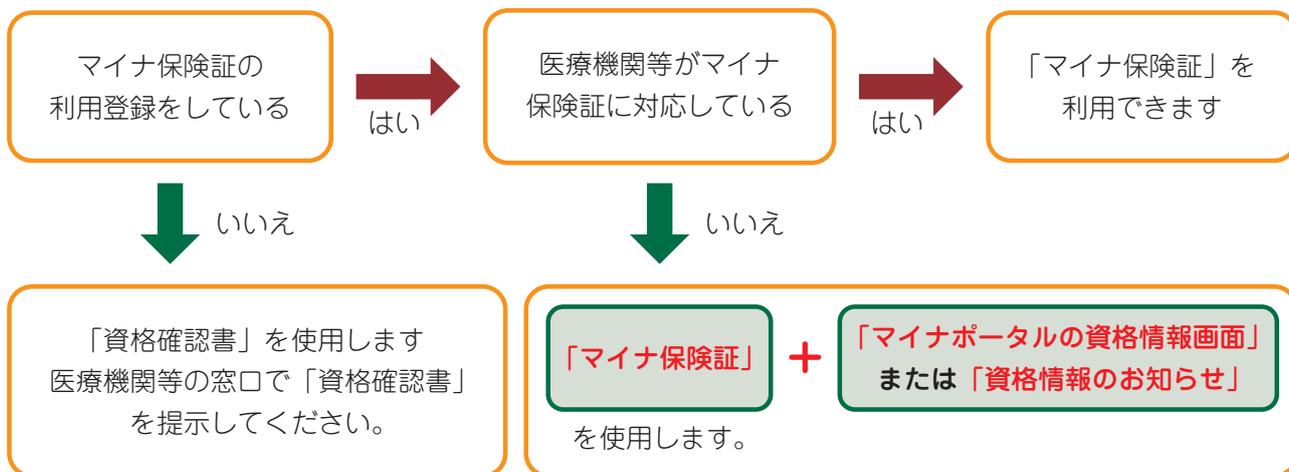
- ①マイナンバーカードの申請をする（オンライン・郵送・まちなかの証明写真機）
- ②お住まいの市区町村から交付通知書（はがき）が届いたら、マイナンバーカードを受け取りに行く
- ③マイナンバーカードを健康保険証として登録する（マイナポータル、医療機関・薬局の受付、セブン銀行ATM）

マイナ保険証を利用するメリット

- ・窓口で限度額以上の支払いが不要になる
- ・過去の診療情報を医師と共有でき、重複検査や重複投薬などのリスクが減少
- ・マイナポータルで確定申告時に医療費控除が簡単にできる



医療機関等で保険診療を受ける際の手続き



資格情報のお知らせについて

「資格情報のお知らせ」は、共済組合の組合員又は被扶養者であることを確認できるように加入手続きが完了した方全員に、送付しています。

右下の点線に沿って切り取ってカードサイズにして保管できます。

資格確認書について

マイナ保険証を利用できない方が、医療機関等を受診する際に、加入する公的医療保険の資格を証明するものです。（組合員証・被扶養者証をお持ちの方で、マイナ保険証をお持ちでない方を対象に、令和7年12月1日までに、資格確認書の交付を予定しています。詳細が決まり次第、通知します。）